

イノベーション創出に資する 次世代研究者エンパワメントプログラム

概要説明

2024年12月

- プログラムの概要について
- 募集要項について
- 質疑応答

プログラムの概要について

本プログラムの目指すもの

都市が抱える多様な課題解決に資する研究者の育成

1. 大学は、選抜学生（博士後期課程・博士課程）が研究に専念できるように、**経済的な支援**を行う。
2. **エンパワメントコンテンツ**を提供することで、①**プレゼンカ**
②**交渉力**③**合意形成力**④**行動力**の4つの力を涵養する。
3. 4つの力を涵養することで、**研究力強化やトランスファラブルスキルの習得、キャリア開発**につなげる。
4. コンテンツ参加や各年度の実績報告、副指導教員との面談などを通じて、**社会課題の解決にどのように貢献できるかを考えること**で、都市が抱える多様な課題の解決に資する研究者を創出する。

本プログラムで涵養する4つの力

特長

専門性に加え、“総合知による課題解決能力”及び分野横断的な企画開発・運営能力の涵養を図る。異分野の研究や異文化を理解し、新たな概念や研究手法を生み出し、発信する能力を身に着けることを目指して、4つのスキルセット（プレゼン力・交渉力・合意形成力・行動力）の獲得を目的としている。



周りのステークホルダーと積極的にコミュニケーションを取り、事実・推測・主張を明示しながら、目標達成に向けた話を進める力



交渉力

複数の関係者と複雑な利害関係が絡み合う問題においても、多様な価値観を尊重しながら、解決のアクションにつなげる力



合意形成力

英語を含め、専門外に対しても、自らの研究目的・方法・内容・期待される効果・社会課題解決へのインパクトを、判り易く効果的に説明する力



プレゼン力

未経験なことや困難に見える課題も、臆することなく行動・挑戦し、成果を実現する力



行動力

着実・堅実な
研究力

エンパワメントコンテンツ

支援期間（最大3年間（4年制の場合は4年間））中に、必修、選択の区分に応じて、1回以上履修してください。

※ A～Dの中から1科目以上を選択して履修（選択必修）

海外留学・海外派遣研修

A. “多様な異質との共存”武者修行

協定校の海外短期研修プログラムに参加し異文化環境下で社会課題解決事例を学ぶ

A'. 海外企業インターンシップ

多宗教・多文化の中で英語を用い異文化を理解しながら企業インターンシップを行う

B. 国費外国人留学生との学際的・社会体験型研修イベント

国費プログラムの学生とともに国内研究機関へ派遣し、学際的な交流を行う

B'. 海外機関ワークショップ、インターンシップ等への参加

海外の大学や研究機関における短期研修やインターンシップ等への参加

エンパワメントコンテンツ

インターンシップ

※ CかDを選択して履修

C. 外部機関におけるインターンシップ

産学連携により企業等における研究や課題解決方法を体験し、視野を広げる

D. ジョブ型研究インターンシップ

長期間（2ヶ月以上）かつ有給の研究インターンシップ

トランスファラブルスキルの習得（1）

E. 研究科横断的副指導教員制度 ※全員必修

所属の異なる研究科の副指導教員と面談を実施し、プレゼンカ・交渉力・合意形成力・行動力を涵養する。

エンパワメントコンテンツ

トランスファラブルスキルの習得（2）

F. 英語プレゼンテーションコース

英語と科学的思考の両方の能力を向上させるプレゼンテーションコースを設定

G. データサイエンスの基礎の習得

- ①MATLAB基礎講座や統計解析の講義を受講
- ②データサイエンス学部専任教員による講義をオンデマンドで聴講

H. 企業提案型テーマによる多職種連携PBL演習プログラム

短期集中型のPBL演習プログラムを実施。各専門分野協働で企画・提案を行う。

※ F・Gのどちらか1科目以上を選択して履修

※ Hは初年度全員必修

エンパワメントコンテンツ

キャリアパス開発

※ I か J を選択して履修

I. キャリアデザインコース

アントレプレナーシップ教育及びスタートアップ（起業）教育の実施

J. 創業ラボ短期トライアル

博士人材の研究室の知的財産を活用した「創業ラボ短期トライアル」に挑戦

その他

※ K は選択履修

K. 最先端研究機器や研究手法に関するセミナー・スキル習得コース

名市大共用機器センターとの連携を図り、文科省先端研究基盤共用促進事業のプログラム・人的リソース・機器を活用。

募集要項について

募集対象年次(P.1)

【2025年度募集】

- ・ 2024年10月に大学院博士（後期）課程に入学もしくは進学した者
- ・ 2025年4月入学の大学院博士（後期）課程選抜試験受験（予定）者

【2026年度募集（第1回）】

- ・ 2026年4月入学の大学院博士（後期）課程選抜試験受験予定者

○2026年度先行募集について○

名古屋市立大学では、2026年4月に名古屋市立大学大学院博士後期課程、博士課程進学を希望し、イノベーション創出に資する次世代研究者となり得る優秀な学生に対して、進学前の先行募集を行います。

早期に経済的支援を保証することにより、博士後期課程、博士課程への進学を促進し、進学後に就学・研究に専念できる環境づくりを支援します。

3 申請資格(P.2)

優れた学力と研究能力を有し、本プログラムの主旨を理解して、自らの分野の研究能力向上に加え、プレゼン力、交渉力、合意形成力、行動力の醸成を目指し、かつ、研究に専念して博士の学位を取得することを希望する者のうち、以下の(1)(2)の要件とともに満たす者。

(1) 在籍条件（留学生を含む）

【2025年度募集】

2024年10月に博士後期課程、博士課程に入学・進学した者

2025年4月入学の大学院博士後期課程、博士課程の選抜試験受験(予定)者

【2026年度募集（第1回）】

2026年4月入学の大学院博士（後期）課程選抜試験受験予定者

(2) 次の項目のいずれにも該当しない者。

- 特別研究員（日本学術振興会）
- 安定的な収入(240万円/年)を得ていると認められる学生
- ※ アルバイトによる収入は、考慮不要。
- 国費留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

4 採用人数、 5 支援期間(P.3)

4 採用人数

【2025年度募集】

10名程度（他に大学独自財源枠による採用あり）

【2026年度募集（第1回）】

若干名（第2回公募は2026年1月頃に実施予定）

5 支援期間 最大3年間（4年制の場合は4年間）

在学期間が3年間（4年制の場合は4年間）を超える場合は、以降の期間は支援の対象となりません。

ただし、留学・傷病による休学や出産・育児等ライフイベントを経た者については、個別の事情に応じ、支援期間の中断・延長等も可能とします（原則2年間）。

6 支給額と支給方法(P.3)

費目	支給額	支給方法
研究奨励費 (生活費相当額)	192万円 (月額16万円)	毎月、本人が指定する 口座に振込
研究費※	50万円	大学にて管理

※研究費は、基礎額を50万円とし、要件により増額する場合があります。

7 提出書類等(P.4)

申請書（様式1）

- 基本情報→奨学金受給の状況や休学予定等は特記事項へ記載
- 以下の選考の観点を参考に申請書を作成してください。

〈選考の観点〉

- (1) 将来を担う優れた博士人材となることが十分に期待できること
- (2) 研究方法が独創的で、研究課題設定が適切になされていること
- (3) 当該分野における強みを生かした挑戦的研究能力があること
- (4) 博士号取得後のキャリアと標準修業年限内で培う能力等を自覚していること

申請にあたって指導教員の上承が必要な点に注意！

提出期限：2025年1月24日（金）17時

8 選考及び結果の公表(P.4)

【選考方法】

選考の観点（P4）に基づき、以下の方法で審査委員会による選考を行います。

○2025年度募集：書面審査

※必要に応じて面接審査を実施する場合があります。

○2026年度第1回募集：書面審査及び面接審査

※面接審査はプレゼン方式で実施します。

選考スケジュール（予定）

1月24日（金）	申請締切
1月27日～2月13日	書類審査及び面接審査候補者の決定
2月19日～21日	面接審査
3月10日	支援対象者決定

9 採択学生の義務,10 支給の停止,11 返還(P.5-6)

9 採択学生の義務

- (1) 研究力向上及びキャリア開発・育成プログラムへの参加
- (2) 学振DCへの応募（推奨）
- (3) 研究科横断的副指導教員との定期的な面談
- (4) 研究倫理・コンプライアンス教育の受講
- (5) 文科省科学技術・学術政策研究所の「博士人材データベース（JGRAD）」登録、修了後の追跡調査への協力。
- (6) 合同研究報告会への参加

10 支給の停止,11 返還

特に収入の要件（240万円/年）に注意。結果として超えてしまった場合でも、支給停止・返還となるため、自身の収入状況について、常に把握しておく必要があります。

12 留意事項(P.6)

- (1) 学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われていること等を扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。また、扶養の扱い等、所得税に関するお問い合わせについては、近隣の税務署に各自問い合わせてください。
- ✓ 扶養から外れると扶養義務者（親等）は扶養手当の支給を受けられません。
 - ✓ 学生は扶養義務者（親等）の健康保険に加入できなくなります。（国民健康保険へ加入）

12 留意事項(P.6)

- (2) 学生への支給額のうち研究奨励費（生活費相当額）は雑所得として扱われるため所得税、住民税の課税の対象となり、学生自身による確定申告が必要です。
- ✓ 源泉徴収、年末調整は大学では行わない
 - ✓ 確定申告は2月、税務署が特別に会場を設置、条件が揃えばネットでも可
 - ✓ 確定申告のために収支の記録（支払明細や領収書等）は可能な限り取っておくことをお勧めします
- (3) 本事業による研究奨励費等の支給は、博士（後期）課程学生による研究を支援するものであるため、学生と大学との間に雇用関係は生じません。このため、社会保険、年金等は学生自身の手続き・管理が必要です。
- ✓ 国民年金の保険料の学生納付特例制度の対象外となる可能性があるため、要確認

12 留意事項(P.6)

- (4) 奨学金や授業料減免制度等によっては、本プログラムとの併給が認められないことがあるので、予め当該団体や所属研究科の事務室に確認してください。留学生は国際交流センターに確認してください。
- (5) ジョブ型研究インターンシップ事業のマッチング専用システムへの登録が必須です。
- (6) 支援対象となった学生の情報は、透明性確保の観点から原則公表します。

F A Q (抜粹)

F A Q (抜粋)

Q.1 私費留学生は、申請できますか。

A.1 申請可能です。ただし、JSTから『支援対象学生は修了後も我が国の科学技術・イノベーションの創造に直接携わる意思、能力を有することが前提』であり、当該学生の修了後の進路等も評価の対象となります。』と通達されているとおり、学位取得後も日本でキャリア形成することが前提となっていますのでご注意ください。また、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生は対象外です。

Q.2 特別研究員に申請予定ですが、申請できますか。

A.2 申請可能です（特別研究員への応募を推奨しています）。特別研究員に採択された場合、本プログラムの支援と重複して受給することはできません。ただし、支援期間途中で特別研究員に移行する場合であっても、キャリア開発・育成に向けたプログラムコンテンツの一部に参加することは可能です。

F A Q (抜粋)

Q. 3 申請書を英語で作成してもいいですか。

A. 3 英語での申請も可能ですが、書面審査とあわせて面接審査を日本語で受けていただき、**本プログラムで提供するコンテンツを受講する上で支障がない程度の日本語能力（日本語能力試験N3程度を想定）を有しているか**確認します。了承の上、申請してください。

Q. 4 世帯収入の要件はありますか。

A. 4 ありません。ただし、他に奨学金を受けている場合、本プログラムとの併給が認められないことがあるのでご注意ください。

Q. 5 指導教員の科研費のRA活動のため、パート職員として雇用されているが、申請可能ですか。また、支援対象となった場合、パートを辞める必要がありますか。

A. 5 自身の研究活動に支障のない範囲で、所属する大学等においてTA・RA活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されません。また、パートを辞める必要もありません。

F A Q (抜粋)

Q.6 選抜学生がアルバイトを行うことは可能ですか。

また、申請資格において「所属する大学や企業等から、生活費相当額として十分な水準(240万円/年)で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生」に該当しないことが挙げられていますが、アルバイト収入は「安定的な収入」に含まれますか。

A.6 研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ、アルバイトを行うことについて問題ありません。また、アルバイトによる収入は、「安定的な収入」ではないため、生活費相当額として十分な水準(240万円/年)を得ていても、考慮する必要はありません。なお、収入要件とは別に、博士(後期)課程学生としての研究やキャリア開発・育成コンテンツの取組に専念できない程度にエフォートが割かれると判断される場合には、アルバイトか安定的な仕事であるかを問わず、そもそも認められません。